

平成31年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第3号

平成31年3月7日(木)

応招議員(14名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 赤間茂幸君 | 2番 | 大友三男君 |
| 3番 | 佐藤千加雄君 | 4番 | 熱海文義君 |
| 5番 | 石川壽和君 | 6番 | 若生寛君 |
| 7番 | 赤間滋君 | 8番 | 和賀直義君 |
| 9番 | 高橋重信君 | 10番 | 高橋壽一君 |
| 11番 | 石川秀雄君 | 12番 | 千葉勇治君 |
| 13番 | 吉田茂美君 | 14番 | 石川良彦君 |

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|---------|-----------|---------|
| 町長 | 田中 学 君 | 教育長 | 鹿野 毅 君 |
| 参事 | 残間 俊典 君 | 総務課長 | 浅野 辰夫 君 |
| 企画財政課長 | 熊谷 有司 君 | まちづくり推進課長 | 伊藤 義継 君 |
| 税務課長 | 武藤 弘子 君 | 町民課長 | 遠藤 努 君 |
| 保健福祉課長 | 千葉 伸吾 君 | 農政商工課長 | 伊藤 長治 君 |
| 地域整備課長 | 三浦 光 君 | 会計管理者 | 鎌田 光一 君 |
| 学校教育課長 | 斎藤 雅彦 君 | 社会教育課長 | 千葉 昭 君 |

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

議事日程第3号

平成31年3月7日(木曜日) 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第3号 大郷町課設置条例等の一部改正について

| | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 大郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 大郷町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 大郷町営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 10 号 | 平成 30 年度大郷町一般会計補正予算(第 6 号) |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 平成 30 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号) |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 平成 30 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号) |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 平成 30 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号) |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 平成 30 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号) |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 平成 30 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号) |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 平成 30 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 3 号) |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 平成 30 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 3 号) |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 平成 30 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 3 号) |
| 日程第 18 | 請願第 1 号 | 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書 |

本日の会議に付した案件

| | | |
|-------|------------|----------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 大郷町課設置条例等の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |

| | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第5 | 議案第6号 | 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 大郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 大郷町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 大郷町営住宅条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 平成30年度大郷町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第10 | 議案第11号 | 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第11 | 議案第12号 | 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第13号 | 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第14号 | 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第14 | 議案第15号 | 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第15 | 議案第16号 | 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第16 | 議案第17号 | 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第17 | 議案第18号 | 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第18 | 請願第1号 | 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書 |

午 前 10時00分 開 議

議長(石川良彦君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番高橋壽一議員及び11番

石川秀雄議員を指名いたします。

| | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 大郷町課設置条例等の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 大郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 大郷町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 大郷町営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 10 号 | 平成 30 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 平成 30 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 平成 30 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 平成 30 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 平成 30 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 平成 30 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 平成 30 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 平成 30 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 平成 30 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 3 号） |

議長（石川良彦君） 日程第 2、議案第 3 号 大郷町課設置条例等の一部改正について、日程第 3、議案第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第 4、議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第 5、議案第 6 号 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正について、日程第 6、議案第 7 号 大郷町災害弔慰金

の支給等に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第8号 大郷町介護保険条例の一部改正について、日程第8、議案第9号 大郷町営住宅条例の一部改正について、日程第9、議案第10号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第6号）、日程第10、議案第11号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第12号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第13号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第13、議案第14号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第15号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、日程第15、議案第16号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第17号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第3号）、日程第17、議案第18号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第3号及び議案第4号、議案第5号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それでは初めに、議案第3号の提案理由を申し上げます。

1 ページをお開きください。

議案第3号 大郷町課設置条例等の一部改正について

大郷町課設置条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙2ページ目をお開きいただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

本年4月に行政組織の機構改革を行い、まちづくり体制をさらに強化推進していくとともに、財政部門を専門部署にし、町の財政健全化に向けた取り組みを強化していくために、所要の条例改正を行うものでございます。

第1条は、大郷町課設置条例の一部改正であり、「企画財政課」を「財政課」に、「まちづくり推進課」を「まちづくり政策課」に改めるものでございます。

また、「企画財政課」の分掌事務の一部を「まちづくり政策課」に所管がえし、「まちづくり政策課」の分掌事務を（1）の総合計画に関する

ことから（６）の統計調査に関することまでとするものでございます。

第２条につきましては、大郷町政策審議会条例の一部改正であり、課設置条例の一部改正に伴い、審議会の庶務を「まちづくり政策課」に改めるものでございます。

第３条は、大郷町都市計画審議会条例の一部改正であり、同じく課設置条例の一部改正に伴い、審議会の庶務を「まちづくり政策課」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成31年４月１日から施行するものでございます。

次に、議案第４号の提案理由を申し上げます。

４ページをお開きいただきます。

議案第４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年大郷町条例第６号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年３月５日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙５ページ目をごらんいただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

民間労働法制であります働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の趣旨にのっとり、長時間労働を是正する措置として、国家公務員においては昨年８月の人事院勧告を受け、本年４月に人事院規則が改正される見込みとなつてございます。地方公務員におきましても、国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの措置を講ずることが求められていることから、所要の改正を行うものでございます。

第８条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務を定めた規定でございますが、第１項につきましては条文の突合を図るための文言整理を行うとともに、第３項を追加し、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める、とするものでございます。

附則として、この条例は平成31年４月１日から施行するものでございます。

次に、議案第５号の提案理由を申し上げます。

６ページをお開きいただきます。

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正について
職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙
のとおり改正するものとする。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙7ページをごらんいただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

職員給与における行政職の職階につきましては、現行6級制で運用して
おりますが、参事の職、総務課長など重要な業務を所掌する課長等の
職について、職責に応じた適正な職階配置にする必要があることから、
7級制を導入しながら人事管理していくものであり、別表の第1と第2
を改正するものでございます。

次に、8ページをごらんいただきます。

別表第1は行政職給料表であり、6級の次に7級の俸給月額を設ける
もので、この表自体は人事院規則に準じて作成をしてございます。

次に、11ページをごらんいただきます。

別表第2は級別職務分類表であり、主な改正内容といたしましては、
6級の次に7級の職務を設けるもので、「参事の職務、総務課長など高
度の知識又は経験を必要とし重要な業務を所掌する課長の職務」などを
明記するものでございます。

次に、12ページ目をお開きいただきます。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

以上、議案第3号から議案第5号について、よろしく御審議の上、御
可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第3号及び議案第4号、議案第5号について
説明を終わります。

次に、議案第6号及び議案第7号、議案第8号について説明を求めま
す。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、議案書の13ページをお開きいただき
たいと思います。

まず、議案第6号につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと
思います。

議案第6号 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正について

大郷町特別敬老祝金支給条例（平成18年大郷町条例第6号）の一部を
別紙のとおり改正するものとする。

平成31年 3 月 5 日 提出

大郷町長 田 中 学

この条例改正につきましては、平成29年度決算の審査に当たりまして、議会より敬老祝金制度について検討されたいとの意見が付されたことに伴いまして、政策審議会への諮問結果を踏まえ、対象者並びに支給額について見直しを図ったものでございます。

政策審議会につきましては、昨年10月4日に諮問、同月29日に答申を得てございますが、その内容につきましては、見直しについては必要であり、80歳、88歳、90歳、99歳の者についてそれぞれ1万円、100歳の者については10万円とするモデル提示案が妥当との意見が付されたものでございます。

それでは、14ページの改正文をごらんいただきたいと思います。

政策審議会の答申内容を踏まえまして、今回の改正に当たっては、第2条第1号の本文に支給対象者として「90歳」の者を追加いたしますとともに、第3条における支給対象者ごとの支給額を、ただいま申し上げました、答申内容に沿って改正をしたものでございます。

第4条につきましては、第2条が単項の条立てになっておりますことから、規定文の書きぶりを見直し修正した内容となっております。

次に、改正に係る財政効果について御説明申し上げます。

敬老祝金の所要額につきましては、平成31年度の当初予算ベースで224万円の前年比減となっております。以降、毎年度約200万円ほどの財政効果を見込んでおるものでございます。

この節減された財源につきましては、やはり高齢者対策に使用すべきであるという政策審議会の答申の附帯意見に従いまして、平成31年度の当初予算におきまして、記念品の対象者全員への支給及びアトラクション充実のための経費を増額計上したところでございます。

最後に、施行附則といたしまして、本条例に係る施行日は平成31年4月1日からとしているものでございます。

議案第6号に係る説明は以上でございます。

続きまして、15ページの議案第7号でございます。

議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大郷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年 3 月 5 日 提出

大郷町長 田 中 学

この災害弔慰金支給条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条及び第10条等の定めるところによりまして、災害救助法の適用となる規模の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給や、災害援護資金の貸し付けについて定めたものとなっております。

今回の条例改正につきましては、平成29年の地方分権改革に関する提案募集におきまして、経済情勢の変化による市中金利を受け、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能なべきとの提案がなされたことから、市町村の政策判断に基づいて被災者ニーズに応じた貸し付けを実施できるよう、第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正法が昨年6月27日に公布され、また平成30年の提案募集あるいは東日本大震災における貸し付けの状況を踏まえまして、関係政令が本年1月30日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行ったものとなっております。

16ページの改正文をごらんいただきたいと思います。

まず、第4条第3項の改正につきましては、これは表記方法の適正化を図ったものでございます。

それから、第14条の改正につきましては、第8次地方分権一括法により、利率については年3%以内において市町村が条例で定める利率とされましたほか、これまで災害援護資金の貸し付けにあっては保証人が原則必須とされておりましたところ、関係政令の一部改正によりまして任意項目となったことを受け、第1項においてその旨規定をいたしますとともに、第2項について保証人を立てた場合は無利子、立てない場合にあっては、据置期間中は無利子とし、据置期間後は東日本大震災の特例と同様年1.5%と、被災者に配慮した内容の規定としたものでございます。第3項においては、改正前の法律施行令第8条第2項の規定に準じまして、保証人は違約金についても連帯債務を負う旨規定をしたものでございます。

第15条の改正につきましては、償還方法に月賦による償還を追加したほか、法改正に伴う引用項目を整理したものでございます。

なお、附則第2条は引用条項の修正でございます。

最後に、施行附則といたしまして、本条例に係る施行日を本年4月1日からとするとともに、保証人と貸付利率についての適用を4月1日以降に発生した災害からとする経過措置を設けたものでございます。

なお、参考までに申し上げますが、東日本大震災における本町の災害

援護資金の貸し付け実績でございますが、延べ31名の方に対しまして、総額で6,540万円を貸し付けしたところでございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号です。

議案書の18ページをごらんいただきます。

議案第8号 大郷町介護保険条例の一部改正について

大郷町介護保険条例（平成12年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、所得の少ない第1号被保険者の保険料に係る減額賦課を行うに当たりまして、条例において対象としております年度が現在平成30年度の単年度となっておりますことから、平成31年度及び次年度における減額賦課を可能とするため、条例第2条第2項において規定する対象年度を平成32年度までと改めるものでございます。

この市町村民税の非課税世帯のうち特に所得の低い者に対する保険料の軽減強化、いわゆる保険料の減額賦課につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、これによります介護保険法の一部改正によりまして、平成27年4月1日から消費増税に係る公費を投入し、給付費の公費5割負担とは別枠で、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げる措置が現在講じられております。

この財源負担割合につきましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっております。国県負担金につきましては一般会計で受け入れを行った後に、町の負担分を加えて介護保険特別会計へ繰り出すという措置を講じておりまして、平成30年度においては、対象者は310名、町の実質負担額は28万8000円となっておりますところでございます。

この減額賦課に関する保険料率の額については、本町においては規則で定めることになっておりますが、介護保険条例第2条第2項におきましては、第7期介護保険事業計画期間における減額賦課の対象年度が平成30年度の単年度として規定されておりましたことから、その年度を平成32年度までと改める内容としたものでございます。

なお、本年10月の消費増税に伴いまして、別途軽減措置の拡充が講じられる運びとなっております。拡充の内容につきましては、実施対象を第3段階まで拡大いたしまして、特に第1段階については保険料基準

額に対する割合を現行の0.45から最終的には0.3に引き下げるものとされてございます。

本条例については、関係政令の公布の後、再度の改正を見込んでございますが、この拡大措置に伴う平成31年度の影響額は、町負担ベースで126万円、平準化後の2020年度には220万円ほどの負担となる見通しを立ててございます。

議案第8号についての説明は以上でございます。

以上3本につきまして、よろしく御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第6号及び議案第7号、議案第8号について説明を終わります。

次に、議案第9号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） おはようございます。

20ページをお開き願います。

議案第9号の提案理由について御説明申し上げます。

議案第9号 大郷町営住宅条例の一部改正について

大郷町営住宅条例（平成9年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

改正理由を御説明いたします。

今回の改正は、鶉崎地区に建設中の公営住宅高崎団地が今年度で一部完成し、平成31年度より入居可能となるため、名称及び位置につきまして新たに追加するものでございます。

また、現在町営住宅の入居に当たりましては、大郷町営住宅条例に基づいた連帯保証人を義務づけ入居の契約を行っております。近年の入居募集に伴う申し込み、問い合わせ状況を見ますと、町外の方からの問い合わせも多く、入居が決定した場合の連帯保証人につきまして町内居住者という要件の確保が難しく、申し込みまで至らないケースが見受けられておりますことから、連帯保証人の居住地などにつきまして、新たに要件を追加するものでございます。

次ページの別紙をごらんいただきます。

条文の改正内容でございますが、第11条第2項中「有する者」の次に「又は県内に居住し独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上

の収入を有する3親等内の親族」を加えるものでございます。

次に、別表の1の表に次のように加えるものです。名称につきまして「高崎団地」、位置は「大郷町鶉崎字原45番地の13」でございます。

附則といたしまして、条例の施行期日を平成31年4月1日からとするものでございます。

ただいま御説明いたしました議案第9号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。
議長（石川良彦君） 以上で、議案第9号について説明を終わります。

次に、議案第10号について説明を求めます。企画財政課長。
企画財政課長（熊谷有司君） おはようございます。

それでは、議案第10号についての提案理由の説明を申し上げます。
予算書2ページをお開き願います。

議案第10号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

平成30年度大郷町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億9671万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2334万4000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概略について説明をいたします。

消費税及び地方消費税の10%引き上げが予定されておりますが、その引き上げに伴います低所得者・子育て世帯の消費に与える影響緩和策と

しまして、プレミアム付商品券発行事業に関する事務費及び風疹の感染症予防緊急対策等に係る所要の予算について計上してございます。

そのほか3月補正ということによりまして、事業費の確定、工事の完了などによる請け差等による予算の調整を行ったものでございます。

補正額といたしましては、一般会計で2億9671万2000円の減額補正で、補正後の予算額は50億2334万4000円ということになってございます。

続きまして、3ページ以降の第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

第1款町税第1項町民税5160万5000円の増額でございます。個人並びに法人町民税で、個人所得の増や法人の業績が回復傾向にあることから増額補正するものでございます。

続きまして、第2項固定資産税5756万2000円の増額補正でございます。太陽光発電関係の償却資産の増加に伴いまして増額補正するものでございます。

第3項軽自動車税217万2000円の増額補正です。保有台数の確定による増額補正でございます。

第4項町たばこ税482万3000円の増額補正で、消費量の増に伴う増額補正でございます。

第5項入湯税14万5000円の増額補正でございます。利用者の増に伴う増額補正となっております。

第2款地方譲与税第2項自動車重量譲与税200万円の減額補正でございます。収入見込み額の減に伴う減額補正でございます。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金で105万4000円の増額補正でございます。県からの交付見込みの増に伴う増額補正でございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金134万1000円の増額補正です。県からの交付見込みの増に伴う増額補正となっております。

第6款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金693万5000円の増額補正でございます。これも県からの交付見込みの増に伴う増額補正となっております。

第10款地方交付税第1項地方交付税325万4000円の増額補正でございます。そのうち普通交付税が235万3000円、震災復興特別交付税が90万1000円の増となっております。普通交付税が調整額の追加交付によりまして、震災復興特別交付税につきましては放射性汚染廃棄物処理事業

費の確定による増額補正となっております。

第12款分担金及び負担金第1項負担金221万2000円の減額補正でございます。保育園の入所児童は増となったものの、無料対象者の増に伴いまして減額補正となるものでございます。

第13款使用料及び手数料第1項使用料255万6000円の減額補正でございます。町営住宅使用料の減額補正となっております。

続きまして、第2項手数料です。276万8000円の減額補正でございます。廃棄物搬入手数料、家庭ごみ処理手数料等の減額補正となっております。

第14款国庫支出金第1項国庫負担金235万4000円の減額補正でございます。児童手当負担金等の減額補正となっております。

第2項国庫補助金3328万2000円の減額補正です。公営住宅整備、町道改良及び橋梁修繕設計に係る社会資本整備総合交付金等の減額補正となっております。

第3項委託金13万4000円の減額補正です。粕川地区堤防除草作業委託金等の減額補正となっております。

第15款県支出金第1項県負担金35万5000円の減額補正です。後期高齢者医療保険基盤安定負担金及び児童数の減に伴う児童手当負担金等の減額補正となっております。

第2項県補助金1億1906万6000円の減額補正です。農地中間管理機構集積協力金、町道長福寺東成田線舗装補修工事の確定に伴う東日本大震災市町村道舗装補修交付金等の減額補正となっております。

第3項委託金156万8000円の増額補正です。個人県民税徴収取扱費委託金等の増額補正となっております。

第16款財産収入第1項財産運用収入18万6000円の減額補正です。町有財産貸付収入の減額補正でございます。

第2項財産売払収入542万円の増額補正です。水路、ため池の土地並びに公用車等の売り払い収入の増額補正でございます。

第18款繰入金第1項基金繰入金2億4964万2000円の減額補正でございます。事業費の確定、国庫支出金や地方債等の特定財源の影響などにより、財源調整のための基金繰入金の減額補正でございます。

次ページをお開きいただきます。

第20款諸収入第1項延滞金加算金及び過料197万1000円の増額補正です。町税延滞金の増額補正となっております。

第2項町預金利子57万4000円の増額補正です。預金利子の増額補正と

なっております。

第3項貸付金元利収入107万5000円の増額補正です。災害援護資金の一括繰り上げ償還の増などによる増額補正となっております。

第4項受託事業収入2万1000円の増額補正です。後期高齢者健康診査の事業確定による増額補正となっております。

第5項雑入263万3000円の増額補正です。市町村振興宝くじ交付金確定等によります増額補正となっております。

第6項ポートピア事業交付金379万円の増額補正でございます。売り上げが見込みより増加したことによります増額補正となっております。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金60万円の増額補正でございます。売り上げが見込みより増加したことによる増額補正となっております。

第21款町債第1項町債2870万円の減額補正でございます。町道改良、橋梁修繕設計及び公営住宅建設事業の確定による減額補正でございます。

以上、歳入補正額合計は2億9671万2000円の減額となっております。続きまして、歳出でございます。

6ページでございます。

第1款議会費第1項議会費33万3000円の減額補正でございます。職員旅費、費用弁償の調整等によるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費1726万6000円の減額補正でございます。人件費の調整のほか個人番号カード等事務委任交付金、土地売り払い収入、物品売り払い収入、財産貸し付け収入の増額に伴う未来づくり基金並びにポートピア大郷、オフト大郷分の環境整備協力費の見込み額の確定に伴う公共施設整備基金積み立て、大郷歯科診療所防水等改修工事、鶴田川堤体改修工事、農業法人進出に伴う水道事業会計補助金の減額補正が主なものでございます。

第2項徴税費239万5000円の増額補正でございます。家屋評価システム導入業務が主なものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費7万6000円の増額補正でございます。人件費の調整でございます。

第4項選挙費7万6000円の増額補正です。こちらも人件費の調整でございます。

第5項統計調査費7万円の減額補正です。統計調査終了によります減額補正となっております。

第6項監査委員費6万7000円の減額補正でございます。人件費の調

整等でございます。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費1359万円の減額補正でございます。人件費の調整のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金の調整並びに自立支援給付費等の減が主なものでございます。プレミアム商品券発行事業に関する事務費はこちらに計上してございます。

第2項児童福祉費347万1000円の減額補正でございます。児童数の減に伴う児童手当並びに保育園特別保育事業委託の減が主なものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費1566万4000円の減額補正でございます。予防接種や各種検診の終了による計数整理をしてございます。風疹の感染症予防緊急対策事務費はこちらに計上してございます。

第3項清掃費92万3000円の減額補正でございます。ごみ焼却処理分の黒川行政負担金の減額補正となっております。

続きまして、第5款農林水産業費第1項農業費1693万5000円の減額補正です。人件費の調整、多面的機能活動組織交付金、農地中間管理機構集積協力金、農業集落排水事業特別会計繰出金の調整等が主なものでございます。

第2項林業費2000円の減額補正でございます。記念植樹下刈り業務の減額補正となっております。

第6款商工費第1項商工費6000円の増額補正です。小規模事業者経営改善資金利子補給等の増額補正となっております。

次ページをお開きください。

第7款土木費第1項土木管理費22万9000円の増額補正です。人件費の調整等でございます。

第2項道路橋梁費1億3135万5000円の減額補正です。町道泥畑大森線に係る道路台帳作成業務、町道長福寺東成田線舗装補修工事、町道測量設計並びに側溝整備工事、生活道測量設計業務、橋梁修繕設計業務等の事業費確定による減額補正でございます。

第3項河川費22万5000円の減額補正です。粕川地区堤防除草作業委託業務の確定による調整でございます。

第4項住宅費5295万6000円の減額補正です。山中団地外壁等修繕工事、高崎団地の町営住宅建設工事等の確定による減額補正でございます。

第5項都市計画費1733万1000円の減額補正です。下水道事業並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金の調整、住宅リフォーム助成や定住事業

費補助並びに地域おこし協力隊関連経費の確定による減額補正でございます。

第8款消防費第1項消防費461万6000円の減額補正です。消火栓設置工事費負担金、黒川行政負担金等の確定による減額補正となっております。

第9款教育費第1項教育総務費384万9000円の減額補正です。人件費の調整及び奨学資金貸付金の確定による減額補正となっております。

第2項小学校費634万5000円の減額補正です。要・準要保護児童援助費、空調機設置工事实施設計業務等の確定による減額補正となっております。

第3項中学校費677万2000円の減額補正です。要・準要保護児童援助費、空調機設置工事实施設計業務等の確定による減額補正でございます。

第4項幼稚園費458万5000円の減額補正です。臨時職員派遣業務、バス・タクシー借り上げ料等の確定による減額補正となっております。

第5項社会教育費61万6000円の減額補正です。放課後子ども教室事業等の確定による減額補正となっております。

第6項保健体育費256万2000円の減額補正です。学校給食費助成金、秋まつり実行委員会補助金等の確定による減額補正となっております。

第10款災害復旧費第1項東日本大震災災害復旧費3万9000円の増額補正です。東日本大震災復興交付金基金の国への返還金について増額補正を計上したものでございます。

歳出補正額合計2億9671万2000円の減額補正となっております。

以上、補正前の予算額53億2005万6000円、歳入歳出とも2億9671万2000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ50億2334万4000円とするものでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費について御説明をいたします。

今回の繰越明許費につきましては10件でございます。

款、項、事業名、金額の順に御説明を申し上げます。

第2款総務費第1項総務管理費、会計年度任用職員例規整備事業213万9000円です。平成32年度施行されます会計年度任用職員制度に対する例規整備において、現行の特別職非常勤、一般職非常勤、臨時的任用職員の会計年度任用職員への振り分け等を明確に国・県から示されておらず、他市町村との均衡を図る必要があり、所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、大郷歯科診療所防水等改修事業70万円でございます。今回補正予算計上した事業でございます。町有財産を民間事業者に貸し付けしている建物につきまして、経年劣化によります建物外壁から雨漏りが発生し修繕するものでございまして、事業者との協議に時間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第3款民生費第1項社会福祉費、プレミアム商品券事業83万9000円でございます。今回補正予算計上した事業でございます。国の補正予算対応事業であり、消費税及び地方消費税の10%引き上げによります低所得者・子育て世帯の消費に与える影響緩和と地域における消費喚起、下支えを目的に、プレミアム商品券の販売を行うもので、事業実施に伴う事務について所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費、農林業系汚染廃棄物（牧草）すき込み処理事業789万1000円でございます。現在施工中でございますが、施工場所の影響などによりまして、年度内完了が困難となったものでございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費、道路新設改良事業1170万円でございます。町道土橋明ヶ沢線の測量設計業務の用地測量において地図訂正箇所があり、その業務に不測の日数を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第4項住宅費、町営住宅建設事業2695万1000円でございます。高崎団地新築工事第3工区並びに工事監理業務について、工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったものでございます。

第5項都市計画費、花楯公園階段修繕事業135万円でございます。今回補正予算計上した事業でございます。花楯公園階段の基礎部分を修繕するものでございまして、工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったものでございます。

第9款教育費第2項小学校費、大郷小学校空調機設置事業7808万8000円でございます。大郷小学校の普通教室、特別教室に熱中症対策として空調機を設置するものでございまして、工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったものでございます。

第3項中学校費、大郷中学校空調機設置事業7654万1000円でございます。大郷中学校の普通教室並びに特別教室に熱中症対策として空調機を設置するものでございまして、工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったものでございます。

第6項保健体育費、学校給食センター給水設備改修事業67万円でございます。今回補正予算計上した事業でございます。学校給食センタートイレに細菌等感染予防のための温水器を設置するものでございます。工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったものでございます。

繰越明許費合計2億686万9000円でございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

第3表 債務負担行為補正について御説明いたします。

今回の補正は、債務負担行為の追加1件、変更16件、廃止2件です。

事項、期間、限度額の順に御説明を申し上げます。

まず、1番目の追加でございます。

1 家屋評価システム使用料、設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額を293万6000円とするものでございます。現在のシステムの更新時期に当たりまして5年間の契約とするため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、2番目の変更でございます。

1 印刷機賃貸借（庁舎）、設定期間は補正前と同じでございますが、契約の締結によりまして限度額を365万円に変更するものでございます。

2 新住民情報システム賃貸借、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を1億2086万5000円に変更するものでございます。

3 新人事給与・財務会計システム保守業務、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を854万9000円に変更するものでございます。

4 新人事給与・財務会計システム賃貸借、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を1773万円に変更するものでございます。

5 住民バス車両購入、設定期間は補正前と同じでございます。契約締結によりまして限度額を2225万8000円に変更するものでございます。

6 ふれあい号運行管理業務、設定期間は補正前と同じでございます。契約締結によりまして限度額を565万1000円に変更するものでございます。

7 航空写真撮影業務、設定期間は補正前と同じでございます。契約締結によりまして限度額を583万2000円に変更するものでございます。

次ページです。

8 第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務、設定期間は補正前

と同じでございまして、契約締結によりまして限度額を231万円に変更するものでございます。

9 小規模事業者経営改善資金利子補給、設定期間は補正前と同じで、利子補給額の確定によりまして限度額を119万2000円に変更するものでございます。

10 公営住宅管理システム賃貸借、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を195万5000円に変更するものでございます。

11 地域おこし協力隊パソコン保守業務、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を6万4000円に変更するものでございます。

12 地域おこし協力隊パソコン等賃貸借、設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を48万円に変更するものでございます。

13 地域おこし協力隊公用車賃貸借、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を65万1000円に変更するものでございます。

14 大郷町奨学資金貸与（平成30年度貸付分）、設定期間は補正前と同じで、平成30年度における貸付者確定のため限度額を432万円に変更するものでございます。

15 大郷小学校校務用パソコン賃貸借、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を648万円に変更するものでございます。

16 大郷中学校校務用パソコン賃貸借、設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を616万円に変更するものでございます。

続きまして、3、廃止でございます。

1 LGWANサーバ保守業務、補正前は複数年契約としてございましたが、3年度契約による委託とすることとしたため、廃止するものでございます。

2 役場庁舎内電話設備保守業務、現在使用している電話交換設備が生産終了となり保守が不可能となったために、廃止するものでございます。

続きまして、11ページの第4表 地方債補正について御説明をいたします。

1、変更です。2件でございます。

起債の目的、補正前、補正後の順で御説明いたします。

1 道路等整備事業、町道土橋明ヶ沢線測量設計業務並びに沢田橋、不動前橋修繕設計の事業費の確定により、限度額を780万円から580万円に変更します。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2 公営住宅建設等事業、町営住宅高崎団地新築工事並びに山中団地外壁等改修工事の事業費の確定により、限度額を1億6240万円から1億3570万円に変更するものでございます。起債の方法等は補正前と同じでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で、議案第10号についての提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第10号について説明を終わります。

次に、議案第11号及び議案第13号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） それでは、議案第11号並びに議案第13号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

まず初めに、議案第11号について御説明申し上げます。

補正予算書の51ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第11号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ193万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9937万5000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では保険税の収入見込みや県補助金の確定見込みに伴う補正、歳出におきましては各種事業の事務費精査に伴う補正が主なものでございます。

52ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず歳入でございます。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税の補正額は367万円の減額でございます。一般被保険者並びに退職被保険者の保険税収入見込みによるものでございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料の補正額は3万6000円の増額でございます。督促手数料の収入見込みによるものでございます。

第3款県支出金第1項県補助金の補正額は34万1000円の減額で、特定健康診査終了に伴う減額が主なものであります。

第4款財産収入第1項財産運用収入は9000円の増額で、基金利子の確定によるものでございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金の補正額は192万1000円の増額で、一般会計からの保険基盤安定繰入金の増額が主ですが、財政安定化支援事業繰入金と事務費繰入金は減額となっております。

同じく第2項基金繰入金の補正額は265万3000円の減額で、財源調整によるものでございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料の補正額は276万円の増額で、保険税延滞金収入でございます。

以上、歳入合計193万8000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

53ページをお開き願います。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は4万4000円の減額で、事務費精査によるものでございます。

同じく第2項徴税費の補正額は6万8000円の減額で、事務費精査によるものでございます。

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費の補正額は124万9000円の減額で、事務費精査によるものでございます。

同じく第2項保健事業費の補正額は58万6000円の減額で、事務事業精査によるものでございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金の補正額は9000円の増額で、基金利子によるものでございます。

以上、歳出合計193万8000円の減額補正でございます。

補正前の予算額9億131万3000円から歳入歳出それぞれ193万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9937万5000円とするものでございます。

以上が、議案第11号の提案理由の説明でございます。

続きまして、議案第13号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の70ページをごらんいただきたいと思います。

議案第13号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)

平成30年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ549万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8100万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では保険料の収入見込みや一般会計からの繰り入れ見込みに伴う補正、歳出におきましては広域連合への納付金見込みによる補正が主なものでございます。

71ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料の補正額は374万1000円の減額で、保険料収入見込みによるものでございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金の補正額は175万2000円の減額で、一般会計からの保険料軽減分の保険基盤安定繰入金の減額によるものが主なものでございます。

以上、歳入合計549万3000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は14万5000円の減額で、事務費精査によるものでございます。

同じく第2項徴収費の補正額は5万8000円の減額で、事務費精査によるものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は529万円の減額で、広域連合へ納付する保険料、保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

以上、歳出合計549万3000円の減額補正でございます。

補正前の予算額8640万3000円から歳入歳出それぞれ549万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8100万円とするものでございます。

以上で、議案第13号の提案理由の御説明でございます。

議案第11号、議案第13号につきまして、それぞれの事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第11号及び議案第13号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 4 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 4 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第12号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） では、59ページでございます。

議案第12号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第12号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5613万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1321万5000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、保険給付費並びに地域支援事業費の今年度実績による予算額の調整によるものとなってございまして、財源につきましては給付費等の決算見込み額にあわせた特定財源及び一般会計の繰入金等により調整した内容となっております。

2月末現在の第1号被保険者数でございますが、2,887人となっております。前年度3月末と比べまして49人の増加。同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数でございますが、559名でございます。同様に7人の増となっております。

それから、今年度の決算の見込みというところですが、これは実質収支ベースで昨年度決算の2分の1から3分の1程度と現在は見込んでいるところでございます。

では続きまして、60ページの第1表 歳入歳出予算補正によりまして
項ごとに内容を御説明したいと思います。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料797万6000円の増額です。徴収実績によりまして増額補正をしたものでございまして、特別徴収分の徴収率は100%、普通徴収に係る徴収率は93%で見込んでいます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料4000円の増は、督促手数料でございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金2273万1000円の減につきましては、実績に伴う減額補正でございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金31万9000円の減は、保険給付費の減額に伴う調整を図ったものでございます。

第2項の国庫補助金1477万1000円の減額につきましては、実績による調整交付金の整理並びに高齢者の自立支援と重症化防止等に向けた取り組みを支援するために本年度より創設をされました保険者機能強化推進交付金につきまして内示額により計上した内容でございます。

第5款県支出金第1項県負担金1209万5000円の減につきましては、保険給付費の減額に伴う県費分の調整を図ったものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金805万2000円の減額につきましては、実績による調整でございます。

第2項の基金繰入金620万8000円の減につきましては、財源調整の減額補正計上でございます。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料6万円の増につきましては、延滞金の収入実績による増額補正でございます。

以上、歳入補正の合計が5613万6000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出です。

第1款総務費第1項総務管理費36万8000円の減、委託料等に関する計数整理でございます。

第3項の介護認定審査会費45万円の減につきましては、黒行負担金の調整等によるものでございます。

第4項運営協議会費7万7000円の減、各種委員会の開催回数の変更に伴うものでございます。

続きまして、第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費4050万6000円の減、第2項介護予防サービス等諸費467万9000円の減、第3項高額介護サービス費1万1000円の減、第5項特定入所者介護サービス等費447万

4000円の減額補正につきましては、いずれも実績による減額補正としたものでございます。

第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費294万9000円の減、第2項一般介護予防事業費8万4000円の減、第3項包括的支援事業・任意事業費253万8000円の減につきましては、こちらもいずれも実績による減額補正を図ったものでございます。

歳出補正額合計で5613万6000円の減、補正前の予算額10億6935万1000円から歳入歳出それぞれ5613万6000円を減額いたしまして、補正後の予算額をそれぞれ10億1321万5000円とするものでございます。

介護保険の補正予算につきましては、以上の内容でございます。

事項別明細書を御確認いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第12号について説明を終わります。

次に、議案第14号及び議案第15号、議案第16号、議案第18号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第14号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

75ページをお開き願います。

議案第14号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
平成30年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ509万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3607万5000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成31年3月5日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、下水道加入者増に伴います収入見込み額の増額、管渠布設工事費の額の確定に伴う国庫補助金等の減額、吉田川

流域下水道維持管理負担金の確定等による減額、計数等の整理が主なものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第2款使用料及び手数料第1項使用料340万7000円の増額は、下水道使用料収入見込み額の増額によるものです。

第2項手数料7万7000円の増額は、公認業者並びに責任技術者登録手数料の増額によるものです。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金336万6000円の減額は、管渠工事の額の確定による社会資本整備総合交付金の減額によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金526万4000円の減額は、財源調整により一般会計からの繰り入れを減額するものです。

第6款諸収入第1項雑入4万9000円の増額は、下水道フェア開催に伴う下水道公社助成金の増額によるものです。

歳入合計で補正額509万7000円を減額し、2億3607万5000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費115万8000円の減額は、吉田川流域下水道維持管理負担金の確定等によるものです。

第2項下水道建設費386万5000円の減額は、粕川後谷地地区污水管渠布設工事の額の確定によるものです。

第3項流域下水道費7万4000円の減額は、吉田川流域下水道事業負担金の確定によるものです。

歳出合計で補正額509万7000円を減額し、2億3607万5000円とするものです。

次に、次ページになります。

第2表 繰越明許費でございます。

第1款下水道事業費第2項下水道建設費、事業名マンホールポンプ長寿命化事業、翌年度繰越額を1380万円とするものです。繰り越し理由でございますが、マンホールポンプの制御盤につきまして工場製作となりますことから、その製作に時間を要し、年度内での完成が困難であることにより繰り越すものでございます。

以上で、議案第14号につきましての説明を終わります。

続きまして、81ページをお開き願います。

議案第15号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第15号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)

平成30年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ187万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5103万1000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、宮城県発注道路改良工事の遅延に伴い年度内に下水道管渠工事が実施できないことによります工事費の減額、計数等の整理によるものが主なものでございます。

次ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第2款使用料及び手数料第1項使用料60万5000円の増額は、農業集落排水使用料の収入見込み額の増額によるものです。

第3款県支出金第1項県負担金83万円の減額は、県発注道路改良工事の遅延に伴い年度内に下水道管渠工事が実施できないことによります県負担金の減額によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金164万7000円の減額は、財源調整により一般会計からの繰り入れを減額するものです。

歳入合計で補正額187万2000円を減額し、5103万1000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費41万3000円の減額は、人件費の調整などによるものです。

第2項農業集落排水事業建設費145万9000円の減額は、県道利府松山線下水道管移設工事につきまして、県発注道路改良工事の遅延に伴い年度内に工事が実施できないことによる工事費の減額によるものです

歳出補正額187万2000円を減額し、5103万1000円とするものです。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、88ページをお開き願います。

議案第16号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第16号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
(第3号)

平成30年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ619万
1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5617万9000円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、合併浄化槽設置工事に伴います設置基数
減による工事費の減額並びに計数等の整理が主なものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金第1項分担金17万5000円の減額は、浄化槽の
設置基数減に伴う受益者分担金の見込額の減額によるものです。

第2款使用料及び手数料第1項使用料24万8000円の減額は、合併処理
浄化槽使用料の収入見込み額の減額によるものです。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金283万円の減額は、事業費確定によ
ります国庫補助金の減額によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金34万9000円の増額は、財源調整によ
り一般会計からの繰り入れを増額するものです。

第6款諸収入第1項雑入31万3000円の増額は、消費税還付金の額の確
定によるものです。

第7款町債第1項町債360万円の減額は、事業費確定による下水道事業
債の減額によるものです。

歳入合計で補正額619万1000円を減額し、5617万9000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費11万4000円の減

額は、排水設備設置補助金等の減額によるものです。

第2項合併浄化槽建設費607万7000円の減額は、工事請負費の契約請け差による減額並びに設置基数の減による工事費の減によるものです。

歳出合計で補正額619万1000円を減額し、5617万9000円とするものです。続きまして、次ページです。

第2表 地方債補正の変更でございます。

起債の目的、1 合併処理浄化槽整備事業につきまして事業費の確定により限度額を830万円から470万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、99ページをお開き願います。

議案第18号につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的な部分の補正は、使用水量の減に伴う水道料金収入の減、高崎団地の建設や戸建て住宅、アパート等の建設に伴い新規加入者がふえたことによる加入金等の増によるもの、大崎広域水道からの受水費の減によるもの並びに計数整理が主なものでございます。また、資本的な部分の補正につきましては、宮城県発注の道路改良工事の遅延に伴いまして年度内に配水管移設工事が実施できないことによります負担金の減額、農業法人3社進出に伴う大松沢地区配水管布設工事の額の確定によるもの、石綿セメント管更新事業の額の確定並びに計数整理が主なものでございます。

それでは、説明いたします。

議案第18号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成30年度大郷町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益を482万2000円増額し、2億4014万5000円とするものです。

第1項営業収益487万2000円の増額は、公営住宅高崎団地の建設や戸建て住宅、アパート等の建設に伴い新規加入者がふえたことに伴う加入金等の増額によるものが主なものです。

第2項営業外収益5万円の減額は、賞与引当金戻入益の調整、町配水管の破損事故に伴う相手方からの損害賠償金によるものです。

続きまして、支出です。

第1款水道事業費用を202万2000円増額し、2億3269万4000円とするものです。

第1項営業費用243万円の減額は、土手崎地区消火栓撤去に伴う受託工事費の減額、水道使用料減に伴う大崎広域水道からの受水費の減額並びに人件費の調整によるものでございます。

第2項営業外費用390万8000円の増額は、消費税並びに消火栓設置工事、大松沢地区農業法人進出に伴う特定収入消費税の増額によるものです。

第3項特別損失54万4000円の増額は、債権条例による水道使用料に伴います6件分の不納欠損処分計上の計上によるものでございます。

次ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8043万5000円は当年度分損益勘定留保資金7593万7000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額449万8000円で補填するものとする。)

まず、収入です。

第1款資本的収入を3071万8000円減額し、6192万2000円とするものです。

第1項工事負担金466万5000円の減額は、県発注道路改良工事の遅延に伴い年度内に配水管移設工事ができなかったことによる県負担金の減額によるものです。

第2項他会計負担金118万9000円の減額は、消火栓設置工事負担金額の確定によるものです。

第3項企業債1400万円の減額は、石綿セメント管更新に伴う設計委託料並びに布設工事費の確定によるものです。

第6項他会計補助金1086万2000円の減額は、農業法人3社進出に伴う大松沢地区配水管布設工事の額確定によるものです。

続きまして、支出です。

第1款資本的支出を3496万5000円減額し、1億4235万7000円とするものです。

第1項資産購入費12万8000円の減額は、水質検査に伴う色度計、濁度

計購入代金差額の減額によるものです。

第2項建設改良費3483万7000円の減額は、大松沢地区の農業法人進出に伴う、配水管布設に伴う設計委託料並びに工事費の請け差及び設計変更に伴います工事費の減額、大松沢地区の石綿セメント管更新事業に伴う設計業務委託料並びに工事費の請け差及び設計変更に伴う減額によるものでございます。

続きまして、次ページをごらん願います。

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた既定の企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的であります。水道管路近代化推進事業費の石綿セメント管更新事業費の確定によりまして、限度額を3300万円から1900万円に変更するものです。期間についての変更はございません。

平成31年3月5日提出。

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第18号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました、議案第14号、議案第15号、議案第16号につきましては補正予算事項別明細書をごらんいただき、また、議案第18号につきましては補正予算説明書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第14号及び議案第15号、議案第16号、議案第18号について説明を終わります。

次に、議案第17号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(伊藤義継君) それでは、議案第17号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算書の95ページをごらん願います。

議案第17号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ38万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6523万1000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
平成31年3月5日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算は、歳入におきましては、事務費と公債費に係ります一般会計繰入金により財源調整を図ったものとなります。歳出におきましては、恵の丘の分譲に係る各種事業完了に伴います補正となります。

なお、恵の丘につきましては、現在20区画中16区画の申し込みがございまして、既に数世帯が住宅建設を完了し入居いただいている状況にございます。

それでは、96ページをごらん願いたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正です。

初めに、歳入でございます。

第1款繰入金第1項他会計繰入金の補正金額は38万7000円の減額で、歳出予算計上に伴い減額して調整したものとなります。

歳入補正額の合計は38万7000円の減額となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地造成事業費の補正金額は15万5000円の減額で、広告料や恵の丘除草業務、看板設置工事の契約請け差を減額計上するものでございます。

第2款公債費第1項公債費の補正金額は23万2000円の減額で、恵の丘造成経費として借り入れました町債の償還利子確定により減額するものでございます。

歳出補正の合計は38万7000円の減額でございます。

以上、補正前の予算額6561万8000円から、歳入歳出とも38万7000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ6523万1000円とするものです。

議案第17号 大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第17号について説明を終わります。

日程第18 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の
提出を求める請願書

議長（石川良彦君） 次に、日程第18、請願第1号 国に対し「消費税増税中

止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

請願第1号については、会議規則第85条第1項の規定により、総務産業常任委員会に付託して審査することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は総務産業常任委員会に付託して審査することに決しました。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午 前 11時48分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員